

平成14年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区平野町三丁目1番3号

株式会社 カアコ

代表取締役社長 辻 本 憲 三

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第23期（平成13年4月1日から
平成14年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益
計算書報告の件

決 議 事 項

第1号議案 第23期利益処分案承認の件

第2号議案 資本準備金および利益準備金減少の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（19頁）に記載のとおりであります。

第3号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（19頁）に記載のとおりであります。

第4号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（19頁から23頁まで）に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 営業報告書

(平成13年4月1日から  
平成14年3月31日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、在庫調整が進展するとともに、輸出や生産に回復の兆しが見え始めましたものの、設備投資の落ち込みや雇用情勢の悪化に加え、個人消費の低迷、デフレの進行などにより、景気後退に歯止めがかかりませんでした。

当業界におきましては、新世代機の本格的な登場をにらみ上期までは、端境期現象が続きましたが、期の後半にこれまでの「プレイステーション2」に加え、「ニンテンドーゲームキューブ」および「Xbox」の新型ゲーム機が本格的に出揃ってまいりました。

また、米国同時多発テロの影響による消費の落ち込みが懸念されましたが、旅行や外出などを控える「巣ごもり消費」の効果やハードが需要回復のけん引役を果たしたことにより、市場は活況を呈してまいりました。

一方、携帯電話やインターネットなどと顧客層が重なる、他業種との競争が激化してまいりました。加えて、ハードの高機能化に伴うソフト開発費の高騰や少子高齢化の進行によりハイリスクの時代を迎え、生き残りをかけた業務提携や合従連衡が加速してまいりました。さらに、直販取引の浸透による流通網の多様化や中古市場の拡大など、構造的な変化の波が押し寄せてまいりました。

こうした環境のもと、当社は家庭用ゲームソフトの開発、販売に経営資源を集中し、多様な顧客ニーズに即応するため、開発体制の充実強化に傾注してまいりました。

他方、不得手なジャンルを補完すべく、ソフトラインナップの拡充を図るとともに、他社との提携ソフトの投入も行ってまいりました。また、ゲーム機の高度化や投入タイトル数の増加などにより漸増する開発費を抑制し、競争力を高めるため、収益管理を徹底させるとともに、開発業務のアウトソーシング（外部委託）を推し進めてまいりました。

また、全てのゲーム機にソフトを供給するマルチプラットフォーム戦略を推進するなど、事業環境の変化に対応した経営展開を行うとともに、競争優位性の確保に努めてまいりました。一方、事業効率を高めるため、業務用機器部門の縮小やレンタル事業からの撤退等、不採算部門の見直しを行ったほか、営業所の統廃合を遂行するなど、事業戦略の明確化により収益力のアップに注力してまいりました。

さらに、組織間のデジタル・デバインド（情報格差）の解消や情報の共有化を図るとともに、意思決定のスピードアップや会議コストの削減を目的として、国内の事業所や遠隔地の海外子会社と結んだテレビ会議システムを導入するなど、企業体質の強化、向上に取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は450億15百万円（前期比20.1%増）と増収となりました。

また、利益面につきましては、平成13年12月に発行いたしました第4回および第5回無担保転換社債の発行費用が発生しましたものの、経常利益は58億37百万円（前期比37.0%増）となり、当期利益は保有株式の株価下落により、投資有価証券評価損を特別損失に計上しましたものの、33億42百万円（前期比21.6%増）となりました。

## 部門別の状況

### 〔コンシューマ用機器部門〕

当部門におきましては、前期発売の「鬼武者」（プレイステーション2用）と緻密な映像と多彩でリアルな動きのスタイリッシュ・ハード・アクションの「デビルメイクライ」（プレイステーション2用）がいずれも200万本を突破するメガヒットとなるとともに、業界初の「プレイステーション2」と「ドリームキャスト」の異機種間で通信対戦ゲームを可能にした「CAPCOM VS. SNK 2」を投入し、ユーザーの注目を浴びました。また、今年の3月に発売いたしました「鬼武者2」（プレイステーション2用）も前作を凌ぐ完成度の高さに加え、故松田優作氏を主人公にしたことやアーティストの布袋寅泰氏を主題歌に起用したことなど、話題性も手伝ってミリオンセラーを達成いたしました。

他方、ゲームボーイアドバンス向けに発売いたしました「ロックマンエグゼ2」や「プレス オブ ファイヤ」シリーズも堅調な売れ行きを示したほか、趣向を凝らした法廷バトルゲームの「逆転裁判」が成年層を中心に好評を博しました。

さらに、Xbox向けに「幻魔鬼武者」を投入するとともに、ニンテンドーゲームキューブ向けとしては、「バイオハザード」を発売いたしました。

また、ネットワークゲーム市場の将来の拡大を視野に入れて、パソコン向けに「エンパイア・アース」などオンラインゲーム対応のソフトを多数投入いたしました。

一方、協業展開の一環として、他社からの受託開発ソフトの「機動戦士ガンダム 連邦 VS. ジオンDX」（プレイステーション2用）など数タイトルが大ヒットを放ち、売上の増大、収益向上に寄与いたしました。

この結果、売上高は316億22百万円（うち海外売上高63億47百万円）となり、前期に比べ94億20百万円の増収（前期比42.4%増）となりました。

### 〔業務用機器部門〕

当部門におきましては、消費不振や施設オペレーターの購買力の低下により、市場規模が縮小スパイラルに陥る中、久々に行列ができるなど、ゲームセンターに活気を戻した前期発売の「機動戦士ガンダム 連邦 VS. ジオン」や「機動戦士ガンダム 連邦 VS. ジオンDX」のガンダムシリーズが好調に販売を伸ばしたほか、「CAPCOM VS. SNK 2」も安定したコアユーザーの支持により健闘いたしました。しかしながら、ビデオゲーム分野の需要減退が響き、その他の商品は総じて振るわず、軟調に推移いたしました。

この結果、売上高は35億91百万円（うち海外売上高34百万円）となり、前期に比べ24億42百万円の減収（前期比40.5%減）となりました。

#### 〔アミューズメント施設部門〕

当部門は、余暇活動やライフスタイルの多様化、消費低迷に加え、家庭用ゲーム機との差別化展開が困難になるなど、市況軟化の状況下、「ゲームの日」（毎年11月23日）におけるファン感謝イベントの実施など、業界を挙げて市場の活性化に努めてまいりました。

このような環境のもと、全国的展開により活況を呈した「CAPCOM VS. SNK 2 ミリオネアファイティング2001チャンピオンシップ」など、各種イベントの開催やファンサービスデーを実施するとともに、ハートフルな顧客対応による集客展開を行ってまいりました。

当期は、「地域一番店」を事業理念に、これまでのロケーション展開と趣向を変え、「祭り」をキーワードにした「プラサカプコン黒崎店」（福岡県）を初めて九州地区に出店するとともに、ショッピングセンター内にエキサイティングな快適空間を演出した「プラサカプコン新居浜店」（愛媛県）をオープンいたしました。反面、不採算店を7店舗閉鎖するなど、スクラップ・アンド・ビルドにより効率的な店舗展開を図ってまいりました。

この結果、売上高は70億57百万円となり、前期に比べ11億33百万円の増収（前期比19.1%増）となりました。

#### 〔その他の部門〕

その他の部門は、ライセンス許諾等のロイヤリティ収入、当社のゲームソフト資産や開発ノウハウを活用したパチンコ機向け液晶表示装置収入、映像事業収入およびレンタル事業収入等で、売上高は27億43百万円となりました。

### (2) 設備投資の状況

当期における設備投資は13億55百万円であり、主なものといたしましては、アミューズメント施設機器への投資であります。

### (3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、ゲームソフトの開発資金および借入金返済等に充当するため、平成13年12月20日に130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債（転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付）100億円および130%コールオプション条項付第5回無担保転換社債（転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付）150億円をそれぞれ発行いたしました。

#### (4) 会社が対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、規制緩和や税制改革の推進など、総合デフレ対策により、経済活性化策の実施が見込まれますものの、一段と厳しさを増す所得、雇用環境の悪化による個人消費の下振れ懸念に加え、設備投資の冷え込みなどにより、景気底入れの時期は不透明であり、依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

当業界は、21世紀の初頭を担う新世代機が揃い踏みとなったことにより、市場は活性化し、循環的ながら拡大過程に入るものと思われまます。一方、ハードメーカー各社は主導権を巡って三つ巴の戦いが繰り広げられるとともに、競業各社の動向次第では、業界の勢力図は一変することも予想されまます。

こうした状況のもと、当社は、コア事業である家庭用ゲームソフトの開発に傾注するため、東京の開発部門を中心に開発陣を強化するとともに、「Catan (カタン)」、「ロード・オブ・ザ・リング」等のボードゲームや、「auto modellista (アウトモデリスタ)」などのネットワークレースゲーム等、新ジャンルの投入により顧客満足度を高め、新規需要を掘り起こしファン層の拡大を図ってまいりまます。

また、海外戦略といたしましては欧米を中心に営業戦力の強化、拡充を図るなど、これまで以上に積極的な事業展開を推進するとともに、将来の市場拡大が見込まれるアジアへも現地法人と連携して、着実に足掛りを築いてまいりまます。

一方、直販システムの強化によるユーザーニーズへの即応化や流通コストの削減を行うとともに、販売の拡大、効率化に努めてまいりまます。加えて、情報の一元化、意思決定のスピード化を図るためイントラネットを再構築するとともに、危機管理の一環としてコンピュータウイルスや不正アクセスなどの脅威から情報システムの機能不全や混乱を防ぐため、セキュリティの強化に取り組んでまいりまます。

なお、ネットワークビジネス戦略といたしましては、ADSL（非対称デジタル加入者線）の普及等、ブロードバンド（高速大容量）時代の到来に備え、平成12年にKDDIの対戦ゲーム用高速ネットサービスを利用したオンラインゲームへの参入を皮切りに、通信環境が比較的整備されているパソコン向けにソフトを多数投入するなど、環境の変化を見据えて布石を打っております。しかしながら、現在は種を蒔いている段階であり、家庭用ゲーム機を利用したネットゲームのビジネスモデルを構築し、本格的な収穫の時期を迎えるまでには、まだ2、3年は要するものと思われまます。

また、昨年から矢継ぎ早に実施、見直しが予定されております一連の商法改正や連結納税制度、減損会計の導入等を勘案して、子会社や関連会社を含めたグループ全体の企業価値を高めてまいりまます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまます。

#### (5) 営業成績および財産の状況の推移

| 区 分 \ 期 別    | 第 20 期<br>(平成11年3月期) | 第 21 期<br>(平成12年3月期) | 第 22 期<br>(平成13年3月期) | 第23期(当期)<br>(平成14年3月期) |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高(百万円)   | 30,256               | 36,896               | 37,488               | 45,015                 |
| 経 常 利 益(百万円) | 1,701                | 4,590                | 4,260                | 5,837                  |
| 当 期 利 益(百万円) | 1,395                | 4,236                | 2,749                | 3,342                  |
| 1株当り当期利益(円)  | 39.66                | 118.36               | 50.10                | 57.30                  |
| 総 資 産(百万円)   | 108,486              | 112,102              | 114,753              | 125,671                |
| 純 資 産(百万円)   | 42,158               | 57,941               | 65,732               | 68,288                 |
| 1株当り純資産(円)   | 1,197.82             | 1,539.87             | 1,127.31             | 1,169.45               |

- (注) 1. 1株当り当期利益は期中平均発行済株式総数、1株当り純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、当期から期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第20期は、市況の軟化や有力ソフトの投入が次期にずれ込んだこともあって売上高は減少いたしました。
3. 第21期は、「バイオハザード3」などの有力ソフトの大ヒットにより、増収増益となりました。
4. 第22期は、増収となりましたものの、売上原価や販売費および一般管理費の増加により減益となりました。
5. 第23期（当期）につきましては、前記「(1) 営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の概況（平成14年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、家庭用テレビゲームソフト、業務用テレビゲームソフトおよび電子応用ゲーム機器等の企画、開発、製造、販売、賃貸ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

### (2) 主要な事業所

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 本 社    | 大阪市中央区内平野町三丁目1番3号 |
| 研究開発ビル | 大阪市中央区内平野町三丁目2番8号 |
| 東京支店   | 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号  |
| 上野事業所  | 三重県上野市治田3902番地    |

### (3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 150,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 58,435,217株  
 (注) 当期中に転換社債の株式への転換請求により126,440株を発行いたしました。  
 ③ 株 主 数 20,454名  
 ④ 大 株 主

| 株 主 名                         | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         | 当社の当該株主への出資状況 |         |
|-------------------------------|-----------------|---------|---------------|---------|
|                               | 持 株 数           | 持 株 比 率 | 持 株 数         | 持 株 比 率 |
| 有限会社クロスロード                    | 6,885千株         | 11.78 % | —千株           | — %     |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託口) | 4,220           | 7.22    | —             | —       |
| 辻 本 憲 三                       | 4,070           | 6.97    | —             | —       |
| 三菱信託銀行株式会社(信託口)               | 2,371           | 4.06    | —             | —       |
| 辻 本 美 之                       | 1,668           | 2.86    | —             | —       |
| 辻 本 春 弘                       | 1,545           | 2.64    | —             | —       |
| 辻 本 良 三                       | 1,545           | 2.64    | —             | —       |
| ワ デ ィ                         | 1,350           | 2.31    | —             | —       |
| UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口)           | 1,320           | 2.25    | —             | —       |
| 株式会社富士銀行                      | 939             | 1.60    | —             | —       |

(注) 当社は株式会社富士銀行の株式を直接所有しておりませんが、同行の持株会社である株式会社みずほホールディングスの株式408株（持株比率0.00%）を所有しております。また、株式会社富士銀行は、株式会社第一勧業銀行および株式会社日本興業銀行とともに、平成14年4月1日に会社分割・合併し、株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行となりました。

#### (4) 自己株式の取得、処分等および保有

##### ① 取得株式

単元未満株式（単元未満株式を含む）の買取りによる取得

普通株式 9,321株  
取得価額の総額 35,985千円

##### ② 処分株式

普通株式 61,900株  
処分価額の総額 86,655千円

##### ③ 決算期における保有株式

普通株式 41,572株

(注) 1. 処分株式のうち、55,000株はストック・オプション制度実施において取締役および従業員の権利行使に伴い譲渡したものであります。

2. 処分株式のうち、6,900株は平成13年9月30日までに単元未満株式の買取りによる自己株式を売却したものであります。

#### (5) 従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,107名 | 98名増   | 31.9才 | 6.6年   |

(注) パートは含んでおりません。

#### (6) 主要な借入先

| 借入先        | 借入額<br>百万円 | 借入先が有する当社の株式 |           |
|------------|------------|--------------|-----------|
|            |            | 持株数<br>千株    | 持株比率<br>% |
| 株式会社富士銀行   | 2,857      | 939          | 1.60      |
| 株式会社東京三菱銀行 | 2,125      | 654          | 1.11      |
| 株式会社UFJ銀行  | 1,821      | 336          | 0.57      |

(注) 株式会社UFJ銀行は、平成14年1月15日に株式会社東海銀行が株式会社三和銀行と合併したものであります。



## (7) 企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金         | 当社の持株比率        | 主要な事業内容                         |
|--------------------|-------------|----------------|---------------------------------|
| カプコンU.S.A.株式会社     | 159,949千米ドル | 100%           | 持株会社<br>米国子会社の管理                |
| カプコン・コインオペ株式会社     | 26,500千米ドル  | 100%<br>(100%) | 業務用ゲーム機器の販売および<br>アミューズメント施設の運営 |
| カプコン・エンタテイメント株式会社  | 1,000千米ドル   | 100%<br>(100%) | 家庭用ゲームソフトの販売                    |
| カプコン・デジタル・スタジオ株式会社 | 1,000千米ドル   | 100%<br>(100%) | ゲームソフトの開発                       |
| カプコン・ユーロソフト株式会社    | 5,000千ポンド   | 100%<br>(100%) | 家庭用ゲームソフトの販売                    |
| 株式会社ステイタス          | 32百万円       | 100%           | 金融業                             |
| 株式会社カプトロン          | 80百万円       | 100%           | アミューズメント施設の運営                   |
| カプコン アジア株式会社       | 21,500千香港ドル | 100%           | 業務用ゲーム機器および<br>家庭用ゲームソフトの販売     |
| 株式会社フラグシップ         | 70百万円       | 57%            | ゲームソフトの企画、開発                    |
| カプコンチャーボ株式会社       | 300百万円      | 100%           | 携帯電話用充電器の<br>販売、レンタル            |

- (注) 1. 当社の持株比率欄の( )内の数字は、間接所有する持株比率を内数で示しております。
2. カプコン・コインオペ株式会社、カプコン・エンタテイメント株式会社、カプコン・デジタル・スタジオ株式会社およびカプコン・ユーロソフト株式会社は、カプコンU.S.A.株式会社が株式を100%所有しております。

### ② 企業結合の経過

1. 従来、子会社でありましたカプコンヨーロッパ有限会社は、平成13年3月14日に解散決議を行い、現在清算手続中のため、重要な子会社から除外いたしました。
2. カプコンチャーボ株式会社は、平成13年9月10日に設立されたものであります。
3. カプコン・ユーロソフト株式会社は、平成13年6月29日に4,900千ポンドの増資を行い、資本金は5,000千ポンドとなりました。また同社は、従来カプコン・エンタテイメント株式会社が、株式を100%所有しておりましたが、当期からカプコンU.S.A.株式会社が100%所有しております。なお、当社の持株比率につきましては、前期と変更はありません。

### ③ 企業結合の成果

当社の連結対象子会社は、上記の重要な子会社10社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結売上高は627億42百万円（前期比27.8%増）、連結当期純利益は49億12百万円（前期比18.2%減）となっております。

## (8) 取締役および監査役

| 会社における地位 | 氏名      | 担当または主な職業                  |
|----------|---------|----------------------------|
| 代表取締役社長  | 辻 本 憲 三 | 最高経営責任者 (CEO)              |
| 取締役副社長   | 大 島 平 治 | 最高財務責任者 (CFO)              |
| 専務取締役    | 辻 本 春 弘 | 営業最高執行責任者 (COO)<br>東京支店長   |
| 専務取締役    | 岡 本 吉 起 | 開発最高執行責任者 (COO)            |
| 取締役      | 小 田 民 雄 | 経営本部長                      |
| 取締役      | 北 村 恭 二 |                            |
| 取締役      | 堀 紘 一   | 株式会社ドリームインキュベータ<br>代表取締役社長 |
| 監査役(常勤)  | 山 口 省 二 |                            |
| 監査役(常勤)  | 小 西 繁 男 |                            |
| 監査役      | 黒 田 守 雄 |                            |
| 監査役      | 中 山 好 雄 |                            |

- (注) 1. 平成13年6月22日開催の第22期定時株主総会において、小田民雄、北村恭二および堀 紘一の各氏が新たに取締役に選任され、また、山口省二、小西繁男および中山好雄の各氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成13年6月22日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって、取締役 青木 隆、吉田昌稔、船水紀孝および監査役 河本文朗の各氏は任期満了により退任し、また、監査役 山本鎮彦および門脇 精の両氏は辞任いたしました。
3. 取締役 北村恭二および堀 紘一の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
4. 監査役 山口省二、黒田守雄および中山好雄の各氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(注) 本営業報告書に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成14年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額                  | 科 目              | 金 額                  |
|----------------|----------------------|------------------|----------------------|
| <b>【資産の部】</b>  | <b>【 63,538,266】</b> | <b>【負債の部】</b>    | <b>【 17,558,954】</b> |
| 流動資産           | 19,218,983           | 流動負債             | 2,050,746            |
| 現金             | 1,027,819            | 支払短期未払金          | 1,626,791            |
| 預り金            | 10,099,992           | 短期借入金            | 8,759,925            |
| 受取掛金           | 4,998,627            | 未払法人税等           | 2,077,970            |
| 有価証券           | 2,278,283            | 未払消費税            | 1,022,161            |
| 製原価            | 1,497,796            | 未払費用             | 217,118              |
| 仕掛品            | 99,604               | 未払当座金            | 1,433,492            |
| 材料             | 11,208,038           | 未払引当金            | 168,272              |
| 製品             | 624,189              | 未払税金             | 202,475              |
| 商品             | 1,284,118            | 固定負債             | <b>【 39,823,924】</b> |
| 生産用資産          | 846,564              | 固定負債             | 37,264,000           |
| 流動資産           | 1,290,018            | 長期借入金            | 87,700               |
| 当座預金           | 8,325,098            | 長期未払引当           | 5,609                |
| 短期貸付           | 769,130              | 長期退職給付引当         | 704,414              |
| 短期倒引当          | 30,000               | 長期退職給付引当         | 1,762,200            |
| <b>固定資産</b>    | <b>△ 62,133,182】</b> |                  |                      |
| (有形固定資産)       | ( 34,908,245)        |                  |                      |
| 建物             | 6,226,355            |                  |                      |
| 構築物            | 428,602              |                  |                      |
| 機械装置           | 19,639               |                  |                      |
| 運搬器具           | 34,039               |                  |                      |
| 備品             | 676,862              |                  |                      |
| 器具             | 1,960,916            |                  |                      |
| アメーブルメント       | 25,516,469           |                  |                      |
| 土地             | 45,360               |                  |                      |
| 建設仮勘           | ( 1,078,172)         |                  |                      |
| (無形固定資産)       | ( 1,078,172)         |                  |                      |
| 特許権            | 11,250               |                  |                      |
| 商標権            | 2,275                |                  |                      |
| 著作権            | 476                  |                  |                      |
| 著作権            | 944                  |                  |                      |
| 著作権            | 1,046,754            |                  |                      |
| 著作権            | 12,257               |                  |                      |
| 著作権            | 4,214                |                  |                      |
| 著作権            | ( 26,146,764)        |                  |                      |
| 債権             | 755,326              |                  |                      |
| 債権             | 22,021,295           |                  |                      |
| 債権             | 7,403,817            |                  |                      |
| 債権             | 74,077               |                  |                      |
| 債権             | 38,817               |                  |                      |
| 債権             | 4,013,007            |                  |                      |
| 債権             | 485,850              |                  |                      |
| 債権             | 163,666              |                  |                      |
| 債権             | 509,361              |                  |                      |
| 債権             | 9,990                |                  |                      |
| 債権             | △ 2,928,446          |                  |                      |
| 債権             | △ 6,400,000          |                  |                      |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>125,671,448</b>   | <b>負 債 合 計</b>   | <b>57,382,878</b>    |
|                |                      | <b>【資本の部】</b>    | <b>【 27,580,143】</b> |
|                |                      | 資本               | <b>【 31,417,593】</b> |
|                |                      | 法定準備金            | 30,464,762           |
|                |                      | 資本利益準備金          | 952,831              |
|                |                      | 剰余金              | <b>【 9,430,782】</b>  |
|                |                      | 当座利益             | 5,000,000            |
|                |                      | 当座利益             | 4,430,782            |
|                |                      | 当座利益             | ( 3,342,497)         |
|                |                      | その他              | <b>【△ 94,419】</b>    |
|                |                      | 自己株式             | <b>【△ 45,529】</b>    |
|                |                      | <b>資 本 合 計</b>   | <b>68,288,570</b>    |
|                |                      | <b>負債および資本合計</b> | <b>125,671,448</b>   |



## 注 記 事 項

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- |                |                                                              |
|----------------|--------------------------------------------------------------|
| 子会社株式および関連会社株式 | 総平均法による原価法                                                   |
| その他有価証券        |                                                              |
| 時価のあるもの        | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。） |
| 時価のないもの        | 総平均法による原価法                                                   |
- (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
- |            |                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 製品・仕掛品・原材料 | 移動平均法による低価法                                                               |
| ゲームソフト仕掛品  | 32ビット機以降に発売された機種に対応するゲームソフトの開発費用（コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分）は、個別法による原価法 |
| 貯蔵品        | 最終仕入原価法による低価法                                                             |
| 映画製作品      | 個別法による原価法                                                                 |
- なお、原価は予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて償却しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- |        |                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。<br>なお、有形固定資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
|        | 建 物 3～50年                                                                 |
|        | アミューズメント施設機器 3～20年                                                        |
| 無形固定資産 | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。         |
- 長期前払費用……………定額法を採用しております。
- (4) 繰延資産の処理方法
- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 社債発行費 | 支出時に全額費用として処理しております。 |
|-------|----------------------|
- (5) 引当金の計上基準
- |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金    | 売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 投資等評価引当金 | 子会社株式の実質価額の低落による損失に備えるため、子会社の財政状態等に基づく損失見積額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 賞与引当金    | 従業員に対する賞与の支給に充てるため、当期末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当期に負担すべき額を計上しております。<br>（追加情報）<br>従来、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を「賞与引当金」として表示していましたが、リサーチセンター審理情報〔No.15〕「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（平成13年2月14日付 日本公認会計士協会）が公表されたことに伴い、当期から支給見込額のうち支給額が確定している部分（595,218千円）については「未払費用」として表示することに変更いたしました。<br>なお、前期の「賞与引当金」に含まれる賞与支給確定額は568,132千円であります。 |

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異（542,978千円）については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

- (6) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- ① 収益の認識基準  
映像事業のうち、映画事業の収益は、当期中の上映期間に係る収入額を計上しております。
  - ② 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表の注記

- |                                                                 |              |
|-----------------------------------------------------------------|--------------|
| (1) 子会社に対する短期金銭債権                                               | 10,172,290千円 |
| 子会社に対する長期金銭債権                                                   | 7,403,817千円  |
| 子会社に対する短期金銭債務                                                   | 617,854千円    |
| 子会社に対する長期金銭債務                                                   | 10,533千円     |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                                              | 12,571,194千円 |
| (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、開発・アミューズメント施設機器の一部については、リース契約により使用しております。 |              |
| (4) 担保に供している資産                                                  |              |
| 土 地                                                             | 6,007,821千円  |
| (5) 保証債務                                                        |              |
| 海外子会社（外貨建156千米ドル）                                               | 20,820千円     |
| (6) 外貨建の資産および負債                                                 |              |
| 売掛金（7,743千米ドル）                                                  | 1,092,656千円  |
| 前払費用（1,983千米ドル）                                                 | 246,305千円    |
| 子会社株式および出資金（159,949千米ドル）                                        | 17,565,971千円 |
| （21,500千香港ドル）                                                   | 302,369千円    |
| （4,363千ユーロ）                                                     | 556,964千円    |
| 未払金（3,170千米ドル）                                                  | 422,429千円    |
| (7) 1株当り当期利益                                                    | 57円30銭       |
| (8) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。                                     |              |

### 3. 損益計算書の注記

- (1) 子会社との取引高
- |         |     |      |             |
|---------|-----|------|-------------|
| 売       | 上   | 高    | 5,835,750千円 |
| 仕       | 入   | 高    | 13,574千円    |
| その      | 他の  | 営業費用 | 1,264,473千円 |
| 営業取引以外の | 取引高 |      | 353,562千円   |
- (2) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(追加情報)

・自己株式

前期まで流動資産および固定資産に記載しておりました自己株式（当期末残高はそれぞれ9,512千円、36,016千円）は、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」の改正に伴い、当期から資本の部に控除形式により記載しております。

## 利益処分案

(単位：円)

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 当期未処分利益             | 4,430,782,306             |
| これを次のとおり処分いたします。    |                           |
| 利益配当金<br>(1株につき10円) | 583,936,450               |
| 役員賞与金<br>(うち監査役賞与金) | 60,000,000<br>(5,100,000) |
| 別途積立金               | 2,000,000,000             |
| 次期繰越利益              | 1,786,845,856             |

(注) 平成13年12月4日に583,750,370円(1株につき10円)の中間配当を実施いたしました。



監 査 報 告 書

平成14年 5 月 8 日

株式会社 カプコン

代表取締役社長 辻 本 憲 三 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 佐々木 秀 次 ㊞  
関与社員

関与社員 公認会計士 中 西 倭 夫 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社カプコンの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第23期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第23期営業年度の取締役の職務執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議した結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に基づき、取締役会その他重要な会議に出席するほか、各種の会議記録・関係資料を検討し、取締役等から営業・業務の報告を聴取し、重要な決裁書類、業務関係書類、会計帳簿書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況等を調査しました。

更に子会社に営業の報告を求め、必要に応じて主な子会社に赴き業務及び財産の状況を調査しました。

(2) 会計監査人からは随時監査についての報告及び説明等を受け、監査意見の交換を行い、計算書類及び附属明細書について検討を加えました。

(3) 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法によるほか、必要に応じて取締役等から個別の報告を求めて、当該取引の状況及び結果等を詳細に調査しました。

### 2. 監査の結果

(1) 中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関しては、当社の職務及び子会社にかかる職務を通じて不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成14年5月10日

株式会社 カブコン 監査役会

監査役(常勤) 山口省二 ⑩

監査役(常勤) 小西繁男 ⑩

監 査 役 黒田守雄 ⑩

監 査 役 中山好雄 ⑩

(注) 監査役山口省二、監査役黒田守雄及び監査役中山好雄は、「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

579,074個

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 第23期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（16頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や財務構造を勘案し、経営基盤の強化を図るとともに、安定配当の継続を基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、前期と同様1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき20円となります。

### 第2号議案 資本準備金および利益準備金減少の件

一連の商法改正や会計基準への対応を図るとともに、配当可能利益の充実など、今後の資本政策に備えるため、当社の資本準備金30,464,762,024円のうち、23,000,000,000円減少して7,464,762,024円とし、また利益準備金の全額に当たる952,831,152円を減少して0円といたしたいと存じます。

### 第3号議案 自己株式取得の件

機動的な資本政策の遂行を可能にするため、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式150万株、取得価額の総額60億円を限度として取得することにつきご承認をお願いするものであります。

### 第4号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 業容の拡大と事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に目的事項を追加するものであります。
- (2) 「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、単元株制度の創設、株式消却特例法の廃止などがなされたことに伴い、現行定款第5条の2（株式の消却）と第6条（額面株式の1株の金額）を削除し、同じく第6条の1単位の株式の数を1単元の株式の数に変更するとともに、単元未満株券の不発行の規定を新たに設け、また第7条（名義書換代理人）、第8条（株式取扱規則）、第15条（取締役の選任）、第23条（監査役の選任）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行され、会社関係書類の電子化などがなされたことに伴い、現行定款第9条（基準日）、第13条（議決権の代理行使）、第29条（利益配当金）、第30条（中間配当）の規定につき所要の変更を行うものであります。

(4) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行されたことに伴い、監査役の任期を3年から4年に延長するものであります(現行定款第24条)。なお、同法附則第7条に基づき、平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は従前の例(任期3年)によることとなりますので、その旨附則で規定するものとし、経過措置期日経過後はこれを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電子を応用したゲーム機器、ソフトウェアおよび玩具の企画、開発、製造、販売、輸出入および賃貸</li> <li>2. 不動産の賃貸、管理、売買、仲介</li> <li>3. 金融業</li> <li>4. 損害保険代理業</li> <li>5. 遊園地の経営</li> <li>6. ゲームセンターの経営</li> <li>7. ゴルフ場、テニス場、ビリヤード場、ボウリング場の経営</li> <li>8. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得および使用の許諾</li> <li>9. 出版物の制作および販売</li> <li>10. 映画、ビデオテープ等映像の企画および製作</li> <li>11. 飲食店の経営<br/>(新 設)</li> </ol> <p><u>12.</u> 前各号に付帯する一切の事業</p> | <p>(目 的)</p> <p>第2条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>12.</u> デジタル電子機器(携帯電話の充電器)の企画、開発、製造、販売、リース、レンタルおよびメンテナンス業務</li> </ol> <p><u>13.</u> 前各号に付帯する一切の事業</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式の消却)<br/> <u>第5条の2</u> 当社は取締役会の決議により、<u>第19期定時株主総会終結の日（平成10年6月26日）後、350万株を限度として、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。</u></p>                                                                                                 | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                               |
| <p>(額面株式の1株の金額)<br/> 第6条 <u>当社の発行する額面株式1株の金額は金50円とする。</u><br/> ② <u>当社の1単位の株式の数は、100株とする。</u><br/> (新 設)</p>                                                                                                                | <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の<u>不発行</u>)<br/> 第6条 (削 除)<br/> 当社の1単元の株式の数は、100株とする。<br/> ② <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>                                                                              |
| <p>(名義書換代理人)<br/> 第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。<br/> ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により、これを選定する。<br/> ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単位未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> | <p>(名義書換代理人)<br/> 第7条 (現行どおり)<br/> ② (現行どおり)<br/> ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび株券の交付、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> |
| <p>(株式取扱規則)<br/> 第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単位未満株式の買取りおよび株券の交付等株式に関する請求の手続き</u>ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>                                                                                                             | <p>(株式取扱規則)<br/> 第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび株券の交付、その他株式に関する請求の手続き</u>ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)<br/>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> | <p>(基準日)<br/>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載<u>または記録</u>された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> |
| <p>(議決権の代理行使)<br/>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>                                                         | <p>(議決権の代理行使)<br/>第13条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の<u>株主</u>または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>                                   |
| <p>(取締役の選任)<br/>第15条 当会社の取締役の選任決議は、<u>発行済株式総数のうち議決権を有する株式数の3分の1以上に当る株式</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>                                     | <p>(取締役の選任)<br/>第15条 当会社の取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>                            |
| <p>(監査役の選任)<br/>第23条 当会社の監査役の選任決議は、<u>発行済株式総数のうち議決権を有する株式数の3分の1以上に当る株式</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                                                          | <p>(監査役の選任)<br/>第23条 当会社の監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の任期)<br/> 第24条 監査役の任期は、就任後<u>3</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(利益配当金)<br/> 第29条 当会社の利益配当金は、<u>毎決算期日</u>における最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</p> <p>(中間配当)<br/> 第30条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日<u>現在</u>の最終の株主名簿等に記載された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に定める金銭の分配（中間配当という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(監査役の任期)<br/> 第24条 監査役の任期は、就任後<u>4</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(利益配当金)<br/> 第29条 当会社の利益配当金は、<u>毎年3月31日</u>の最終の株主名簿等に記載または<u>記録</u>された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</p> <p>(中間配当)<br/> 第30条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または<u>記録</u>された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に定める金銭の分配（中間配当という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第24条中「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</u></p> |

## 第5号議案 取締役1名選任の件

企業統治（コーポレート・ガバナンス）の充実を目的として、法令遵守（コンプライアンス）の見地から経営監視機能の強化や透明性の向上を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。また、選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の現任取締役の任期の満了すべき時までといたします。

なお、取締役候補者 家近正直氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の候補者であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴および他の会社の代表状況                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| いえ ちか まさ なお<br>家 近 正 直<br>(昭和8年7月18日生) | 昭和137年4月 弁護士（現任）<br>昭和156年4月 大阪弁護士会副会長<br>昭和156年4月 日本弁護士連合会理事<br>昭和163年3月 法務省法制審議会商法部会委員 | 0株         |

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以 上



メモ

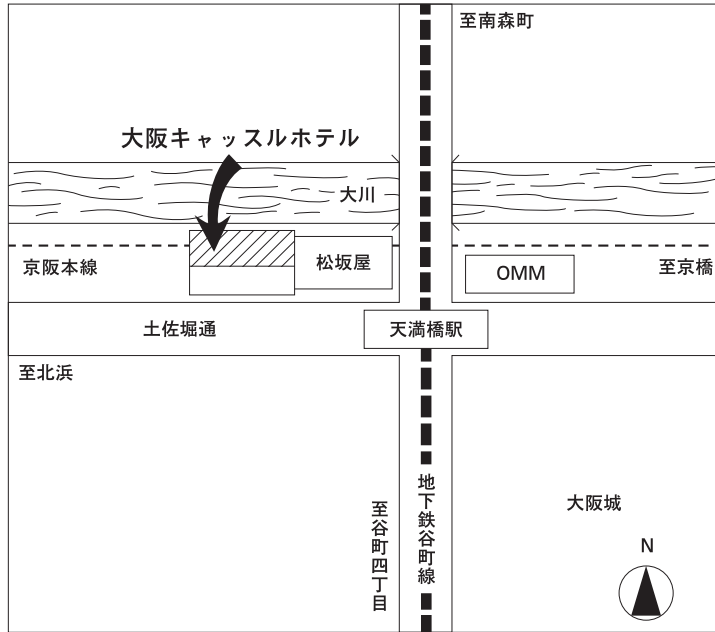
A series of 20 horizontal dotted lines for writing notes.





# 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区天満橋京町1番1号  
大阪キャッスルホテル 6階会場  
電話(06)6942-2401



◎京阪電車、地下鉄谷町線「天満橋駅」下車